

1. 現状

<変更届出が不要>  
軽微な変更

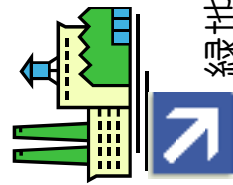
に該当するケース

- 緑地の削減によって減少する面積が10㎡以下
- 保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある

工事着工の90日前までに変更の届出が必要

10㎡を超える緑地を削減しようとする場合

2. 具体的な支障事例



- 敷地面積 100,000㎡
- 緑地面積 10,000㎡
- <緑地面積率 5% (5,000㎡)>

緑地を20㎡程度削減すると・・・

□新たな設備投資等を行う際に、緑地全体に比して僅かな面積の緑地を削減する場合においても、事前の届出が必要となる。

◆例えば・・・

工場周辺に森林・河川等が存在しており、周辺の生活環境に及ぼす影響が小さい地域に存する特定工場

【周辺環境イメージ】



<考え方>

- 周辺環境に及ぼす影響が小さい変更については、届出者の負担、行政事務の効率等の面から見て、変更の都度、届出をさせる必要性は低いものと考えられる（保安上の事由等により速やかに行う必要がある場合に限定しない）。
  - ※次回届出の際に併せて届出を行うことで足りる。
- 社会通念上軽微な変更と考えられる届出で比較的届出の多い事例を参照し、周辺環境に応じた緑地削減割合を設定する。